

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第49号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（昭和30年岩手県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(届書の様式)</p> <p>第2条 法の規定により提出する届書は、<u>様式第1号から様式第6号まで</u>によらなければならない。</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第3条 法の規定により知事に提出する届書は、<u>すべて所管保健所長を経由しなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）<u>及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。以下「政令」という。）</u>の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 <u>法及び政令</u>の規定により提出する<u>申請書等</u>は、<u>別に定める様式</u>によらなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第3条 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則第2条に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した届書については、なお従前の例による。